

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

盛岡市長 内 舘 茂

市町村名 (市町村コード)	盛岡市 (2018)
地域名 (地域内農業集落名)	東部地区 (東部1、東部2、東部3、東部4、東部5)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月1日 (第 5 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、丘陵地など比較的標高が高い地帯が多い地域特性を生かし、果樹・畜産業が盛んであるが、農業者の高齢化が進んでおり、専業農家が少なく、狭隘な農地が多いため、また、飛び地で個人間の農地集積・集約を進めることが難しく、遊休農地の更なる増加が懸念される。また、他の地域に比べて、後継者の見通しが立っていない。併せて、有害獣の被害が深刻である。地域の活性化を進めるため、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

- ・中心経営体数:22(うち法人3)／63.49ha
- ・主要な作目:水稻、果樹、畜産

(2) 地域における農業の将来の在り方

短角牛の振興や、りんごやアロニア等の果樹、そば等の販路拡大・6次産業化を推進し、当地区のオリジナリティ溢れる商品で他地区との差別化を図る。標高が高い地域では、寒暖差が大きく、果樹の糖度が高くなることから、消費者への訴求力を高めるための方策を検討する。担い手が少ないことから、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	859.93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	集計中
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	集計中

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は現所有者又は耕作者が保全・管理を行う区域とする。ただし、山間部において、畑地等の農地が林地化しているため、非農地判定を進めつつ、優良農地の確保に務める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
傾斜地の畑や樹園地、分散した農地が多い地区において、農地集約を行うことは難しいため、大規模に経営している認定農業者や新規就農者へ農地集積を進める。集落内に「農業を担う者」がいない場合は、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払事業を活用し、農業生産活動を継続する。 地区内の平場の農地については、引き続き話し合いを通じて集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則、農地の貸借は中間管理機構を通じて行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業を活用する見込みはない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、希望する作目に応じて農地をあっせんする。また、新規就農に係る相談から栽培技術の習得、地域への定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内に農業サービス事業者がいないため、必要に応じて隣接する他地区の事業者を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①中山間地域において、イノシシやシカ、ツキノワグマの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合、速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑤既存の販路を維持・拡大し、アロニアの生産を継続する。

⑦保全・管理を行う農地とそうでない農地を明確化する。また、耕作者だけで堰堀や草刈といった農地の管理に係る作業を賄うことが難しく、農地所有者との調整が求められる。併せて、防除や草刈作業については、近隣の農業者と調整し委託を検討する。

⑨耕作放棄地の山林化が著しく、伐採・伐根には林業事業者との調整が求められる。